

令和7年度

設 計 書

業 務 名 大館市役所本庁舎西側駐車場除排雪業務

業 務 場 所 大館市字中城20番地（大館市役所本庁舎 西側駐車場）

業務委託費 金 円

業 務 概 要

1. 大館市役所本庁舎西側駐車場除排雪業務
（詳細は、別添仕様書のとおり）

別紙本設計書内訳書のとおり

大 館 市

大館市役所本庁舎西側駐車場除排雪業務 設計内訳書

No.	項 目	a 単価/時間	b 時間/日	c 日数	a×b×c 金額(円)	摘 要
	除雪作業(1時間当たり)					
1	ホイールローダー (2.0m ³ 排土板)		2.00	12		
2	ホイールローダー (1.2m ³ 排土板)		1.50	12		
	小計 ①					
	排雪作業(1時間当たり)					
1	ホイールローダー (1.2m ³ バケット)		7.00	12		
2	コンテナトラック車 (22.0m ³)		3.00	8		
3	コンテナトラック車 (8.0m ³)		4.00	4		
4	ダンプトラック車 (10.0t)		3.00	8		
5	ダンプトラック車 (4.0t)		4.00	4		
	小計 ②					
	計(①+②)					
	消費税	10.0				
	合 計					

大館市役所本庁舎西側駐車場除排雪業務仕様書

(委託業務の範囲)

第1条 除雪業務及び排雪業務の委託範囲は、別紙「大館市役所本庁舎西側駐車場除排雪業務計画図」のとおりとする。

(除雪業務)

第2条 除雪作業は、次により行うものとする。

- (1) 除雪作業は、設計内訳書に定める車両を使用するものとする。ただし、別車両での作業の場合は、同等能力以上の車両を使用することとし、委託料単価は変更しないこととする。
- (2) 出動は、開庁日の早朝までに10cm程度の積雪があった場合とし、業務は午前6時00分までに終わるものとする。
- (3) 受注者は、作業時間をなるべく短縮するよう作業の効率化に努めなければならない。
- (4) 除雪した雪は、敷地内において市が指示する場所へ置くこととする。

(排雪業務)

第3条 排雪作業は、次により行うものとする。

- (1) 排雪作業は、設計内訳書に定める車両を使用するものとする。ただし、別車両での作業の場合は、同等能力以上の車両を使用することとし、委託料単価は変更しないこととする。
- (2) 出動は市の指示により行い、市が指定する日時に排雪業務を行う。
- (3) 受注者は、作業時間をなるべく短縮するよう作業の効率化に努めなければならない。

(委託料)

第4条 除雪作業及び排雪作業の委託料は1時間当たりの単価に作業時間を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 業務委託料は作業時間の月計を15分単位で計算し、15分未満の場合は切り捨てるものとする。
- 3 受注者は、業務履行報告書として、毎月、除雪機械作業日報にチャート紙を添付して発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、前2項に定める委託料について毎月末日をもって締め切りとし、翌月10日までに発注者に請求するものとし、業務委託料の支払いは月払いとする。

(費用負担)

第5条 各作業に使用する除雪機械及び運転手、助手の費用は、受注者の負担とする。

- 2 除雪機械等に使用する燃料、機械油、その他消耗品類又は維持管理に必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者が保有またはリースする除雪機械等について、作業により発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）の補償に要する費用は、受注者が負担するものとする。

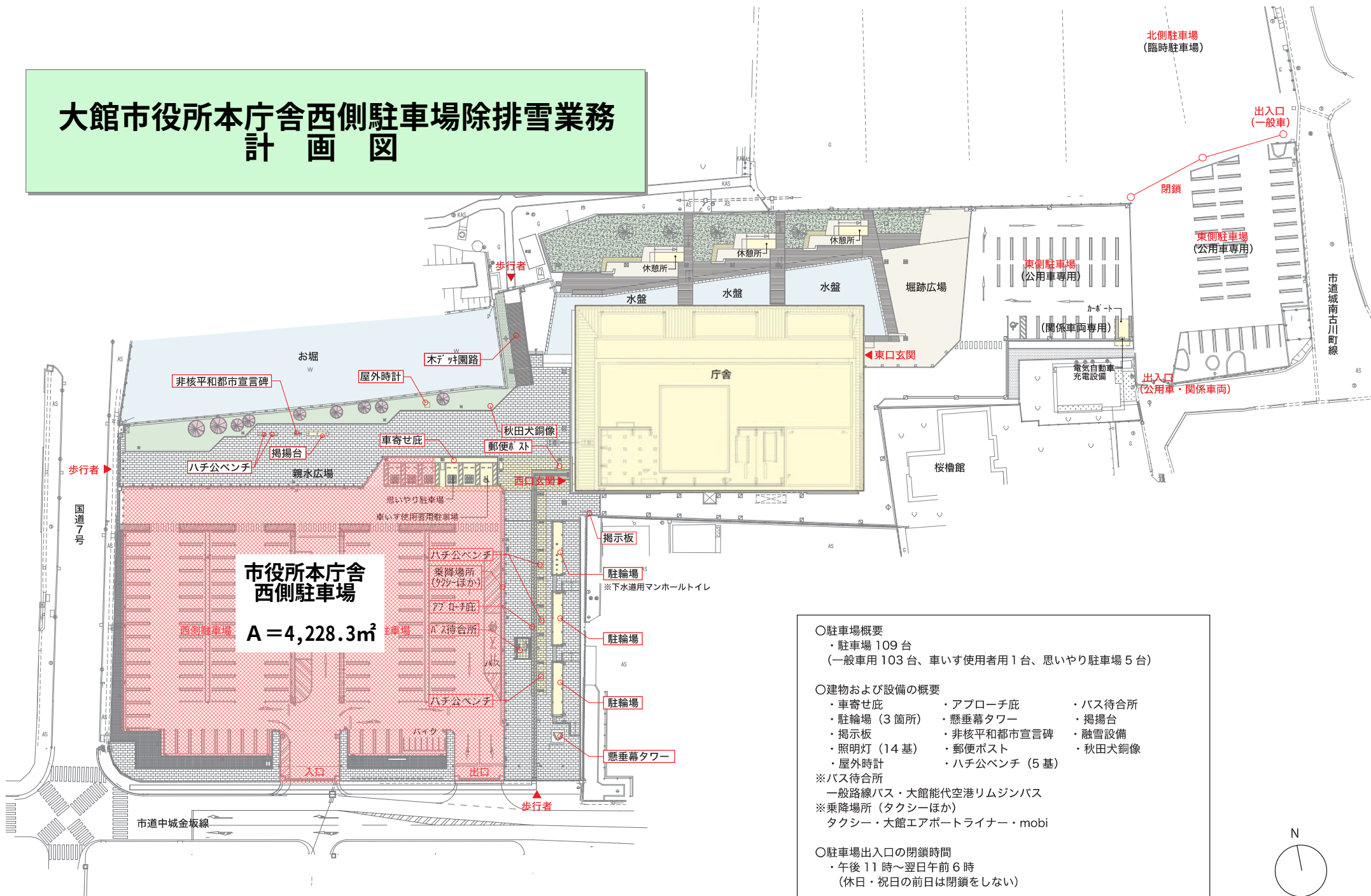
(作業内容の変更)

第6条 発注者は必要があると認めるときは、各作業の内容を変更し又は一時中止させることができるものとする。この場合において委託期間を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

(その他)

第7条 各作業終了後に履行場所の路面状態が著しく不良と判断される場合は、発注者は受注者に作業のやり直しを命ずることができる。この場合の作業費用については受注者の負担とする。

大館市役所本庁舎西側駐車場除排雪業務 計 画 図



○駐車場概要
・駐車場 109 台
(一般車用 103 台、車いす使用者用 1 台、思いやり駐車場 5 台)

○建物および設備の概要

・車寄せ席	・アブローチ底	・バス待合所
・駐輪場（3 箇所）	・懸垂幕タワー	・掲揚台
・掲示板	・非核平和都市宣言碑	・融雪設備
・照明灯（14 基）	・郵便ポスト	・秋田犬銅像
・屋外時計	・ハチ公ベンチ（5 基）	

※バス待合所
一般路線バス・大館能代空港リムジンバス
※乗降場所（タクシーほか）
タクシー・大館エアポートライナー・mobi

○駐車場出入口の閉鎖時間
・午後 11 時～翌日午前 6 時
(休日・祝日の前日は閉鎖をしない)

